

沼津市自治会放送施設維持管理費補助金交付要綱

昭和62年11月27日

告示第83号

(趣旨)

第1条 市長は、地区自治会（沼津市地区自治会補助金交付要綱（昭和62年沼津市告示第75号）第2条に定める自治会をいう。以下同じ。）及び地区連合自治会（沼津市地区連合自治会運営費補助金交付要綱（平成10年8月18日市長決裁）第1条に定める地区連合自治会をいう。以下同じ。）において放送施設を維持管理している場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「放送施設」とは、地域住民の周知連絡を密にし、地域コミュニティ活動の向上発展に資するための放送施設で、地区自治会及び地区連合自治会（以下「自治会」という。）が現に維持管理しているものをいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、放送施設一施設に対し、年額1万円とする。ただし、放送施設一施設を複数の自治会で共有している場合は、年額1万円を共有している自治会の数で等分した額を補助金の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(実績報告)

第4条 補助金の交付決定を受けた自治会は、規則第11条の規定にかかわらず、実績報告の手続を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第5条 市長は、規則第12条の規定にかかわらず、補助金の額の確定に関する手続を省略することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

付 則（平成14年10月22日告示第136号）

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則（平成23年6月17日告示第176号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年 3 月21日告示第44号）

この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月27日告示第76号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月19日告示第48号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。